

愛媛県教育委員会が採択した高等学校日本史教科書に係る
教員用教科書等の購入に関する措置請求

(受付日：平成 26 年 3 月 25 日)

1 請求内容（要旨）

- (1) 県教委は、平成 26 年度に弓削高等学校、土居高等学校、三瓶高等学校、川之石高等学校及び今治東中等教育学校において使用する地理歴史教科・日本史Bの教科書として明成社版歴史教科書を採択したが、当該教科書は問題が多く、歴史の事実と反しており、生徒にとって適切な教科書でなく、採択は違憲・違法である。したがって、先行する違憲・違法な本件採択が直接的原因となる当該教科書等の購入代金の支出は、違法な公金支出となる。
- (2) このため、監査委員が、知事に対し、次の措置を講ずるように勧告することを求める。
- ① 県に対して、教科書等を購入しない措置を講じるよう求めること。
 - ② 既に教科書等を購入した場合は、購入額を県に対して補填させるとともに、採択を行った県教委ら関係人に対して、同額を連帯して返還させること。
- (3) 当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

2 監査委員の決定

却下

3 決定（却下）の理由

請求人らは、採択が違憲及び違法であることから、採択を直接的原因としてなされた教科書購入に係る支出が違法であると主張しているが、採択の目的は、県立学校において使用する教科書を決定するという非財務的事項にあり、教科書の購入に係る費用を支出すること自体を主たる目的とするものでない。また、購入支出を行うためには、別に支出決定が必要であることも明白である。

したがって、当該採択は教科書購入と事実上直接的な関係に立つものではなく、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に該当するということとはできないことから、請求人らの主張は、住民監査請求の請求要件を具備しているものとは認められず、不適法な請求である。

なお、請求人らが求めている個別外部監査契約に基づく監査は、地方自治法に定められた要件を満たす場合に限り行うものであるから、個別外部監査契約に基づく監査を行うのが相当か否かの判断は行わない。